

3. 教育課程の捉え方—その歴史的変遷—

1) はじめに

教育課程は、学校教育の目的、目標を達成するために必要な教育内容を、選択し、組織し、配列した教育計画の全体である。しかも、この教育課程は公教育の水準を維持するために、法令等の一定の基準に即して編成され、実施されねばならない。すなわち、教育基本法（昭和22年法律第25号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）、同施行規則（昭和22年文部省令第11号）、文部科学大臣が別に定める学習指導要領、及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に基づく教育委員会規則に即して編成され、実施されるということである。

そこで本稿を進めるに当たっては、上記法令等のうち、主として教育課程の基準である盲・聾・養護学校の学習指導要領、なかでも小学部及び中学部の学習指導要領（以下、「学習指導要領」という）とその解説書をもとに、教育課程の捉え方についての歴史的変遷を以下の観点から考察することにする。

すなわち、教育課程に対する基本的な考え方とその変遷については、①昭和30年代の教育目標、②養護・訓練の成立、③養護学校教育の義務化、④自立活動の意味するもの、の4つの観点から考察し、次いでまとめとして盲学校等の教育課程について、準ずる教育の意味について考えることにする。

(1)教育課程の基本的な考え方とその変遷

改めて述べるまでもなく、障害のある児童生徒（以下、「子ども」という）の教育をより十分に行うためには、子どもの障害の状態等を教育の観点から適切に捉えることが重要である。

しかし、学習指導要領の作成といった観点からは、上記の教育の観点に基づく捉えを一般の子どもとの関連で捉え直すことが要請される。このことは、従来より盲学校等の学習指導要領が、マジョリティである一般の子どもを前提として作成された小学校等の学習指導要領を障害の状態等との関連で捉え直し、作成されてきた経緯をみれば明らかである。

もちろん、この過程は何ら問題になるものではない。なぜなら当然のこととして、障害のある子どももいない子どもも同じ人間（国民）として、教育基本法でいう教育の目的「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、

—（中略）—心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」とする理念において何ら変わるところがないからである。要は、学習指導要領と小学校等の学習指導要領とが、教育の観点で捉えた障害の状態等に関する視点でどのように結びつけられるのかが問われると言えよう。

そこで以下には、上記の教育の観点で捉えた障害の状態等が学習指導要領においてどのように扱われてきたかについてみることにする。

2) 昭和30年代の教育目標

盲・聾・養護学校の教育目標は小学校等のそれとは異なり、学校教育法ではなく、学習指導要領に規定されている。これは戦前の障害児教育が盲・聾学校を除いて制度的に確立されておらず、学校教育法が制定される時点では教育目標を規定するまでに至らなかったことによるものであろう。

ところで、この教育目標は養護学校教育の義務制が実施された昭和54年7月の改訂において学習指導要領が各障害種共通のものに統一されたことにより、教育目標についても統一して規定された。しかし、昭和30年代の学習指導要領においては教育目標の取り扱いに関することが統一されていなかったこともあり、教育目標は障害種別に独自に考えられていた。ただ、その中でも盲学校と聾学校の学習指導要領、肢体不自由養護学校と病弱養護学校の学習指導要領の様式がほぼ同じであり、知的障害養護学校のもはまた独自に作成されていた。

そこで以下には、まず盲・聾、肢体不自由・病弱及び知的障害の別に教育目標がどうであったかについて簡潔に紹介し、その後全体として考えることにする。

① 盲・聾学校の教育目標

昭和32年に初めて通達された盲学校及び聾学校の学習指導要領並びに初めての改訂で文部省告示となった同学習指導要領（小学部編は昭和39年、中学部編は同40年）では、教育目的（学校教育法第71条）にある「……準ずる教育を施し、あわせてその欠陥を補うために、必要な知識技能を授ける……。」に基づき、教育目標についても小学校等の教育目標を前提とし、それぞれ障害に即した独自の教育目標を規定している。すなわち、現行の学習指導要領のように小学校等の教育目標そのものではなく、その目標に準ずるものとして規定したほかに、当該障害に固有の教育目標、例えば、盲学校小学部編（昭和40年度版）では「児童の視力またはその他の視機能の障害およびこれに起因する心身の発達上の欠陥を補うための次に掲げる目標」として、歩行能力や点字の読み書き能力、障害に基づく種々の不利な条件の克服などを掲げている。

② 肢体不自由・病弱養護学校の教育目標

一方、肢体不自由養護学校及び病弱養護学校の初めての学習指導要領（それぞれ小学部は昭和37年度、中学部は昭和38年度）では、特に教育目標を示さず、小学校等のそれに倣ったものになっている。このことは両養護学校とも教育目標については、学校教育法に規定する小・中学校の教育目標に同じであることを示している。

もちろん、各教科の目標・内容については、小・中学校に準ずることが規定されている。

③ 知的障害養護学校の教育目標

知的障害養護学校小学部・中学部の初めての学習指導要領（昭和37年度）は、小・中学校のそれに倣っているが、上記肢体不自由・病弱養護学校のそれとは異なり、知的障害があることによる独自の教育上の観点から、教育目標に関する章（第2章）を設け、「教育の一般目標」と「小学部・中学部における具体目標」を示している。

このことに関して学習指導要領では、教育目標は小学校等の教育目標と「その根本精神を同じくする」ものではあるが、「その目標の高さや深さについては、精神薄弱の児童・生徒が知能に欠陥をもち、社会適応に困難性をもつなどを考慮して決定」されねばならないとし、一例を挙げれば、次のような一般目標と具体目標を掲げている。すなわち、一般目標については、小学校及び中学校の教育目標のなかから知的障害の状態等を踏まえ、日常生活に必要な知識・技能、社会生活への適応性、職業生活に必要な態度や技能などを育成するように表現・内容を変え、8項目を掲げている。例えば、小学校の目標の一つである「三 日常生活に必要な衣、食、住、産業等について、基礎的な理解と技能を養うこと。」については、「3 身の生活および社会的な事象に対する関心と理解を深め、日常生活に必要な衣・食・住および経済に関する初歩的な知識と基礎的な技能を養うこと。」と言ったようにである。

また、具体目標については一般目標を踏まえ、知的障害のある子どもが身の自立を図り、社会生活に参加し、職業生活を送ることができるようにするための目標を具体的に規定している。例えば、「1 身の生活の確立と処理」、「2 集団生活と社会生活の理解」及び「3 経済生活および職業生活への適応」の3項目を掲げ、それぞれに目標内容とも言える具体的事項、一例を挙げれば、「身の生活の確立と処理」で、「(2) 自らの力で、進んで身のことがらを処理しようとする意欲や態度をもつようにすること。」といった項目を、6～11項目規定している。

なお、これら目標内容とも言える具体目標は、学習指導要領そのものが知的障害養護学校のみを対象としたものでなく、特殊学級をも考慮して作成された経緯があり、比較的レベルの高いものになっている。このことは各教科の内容について、「知能指数がおおむね50から60程度の児童・生徒が、将来社会的に自立していくために、最小限身につけなければならない経験」

を前提としていることから明らかである。

以上、昭和30年代の盲・聾・養護学校における教育目標を、学習指導要領の相違を踏まえ紹介した。

そこで以下には上記の教育目標をもとに、盲・聾・養護学校の学習指導要領において障害のある子どもの教育がどのように考えられたのかについてみてみたい。

さて、既述のように盲・聾・養護学校の教育は、小学校等に準ずる教育を施し、あわせてその欠陥を補うために、必要な知識技能を授けることを目的として行われる。

昭和30年代における盲・聾・養護学校の学習指導要領では、この傍点部分の小学校等に「準ずる教育」について、これを「障害固有の教育」の観点からそれぞれどのように受け止めたのかによって、上記のように教育目標に相違がみられたものと考えられる。

その点で小学校等に「準ずる」教育について、基本的に小学校等の教育に同じと捉えたのが、盲・聾学校の教育及び肢体不自由及び病弱養護学校であり、他方「その根本精神は同じ」ではあるが、具体的にはそれと異なるものがあると考えられると捉えたのが知的障害教育とすることができる。

すなわち前者においては、当時、盲・聾・養護学校においては重度の知的障害があったり、常時介護を必要とする程度の子どもについては就学猶予・免除の措置が採られていたこともあり、単一障害の教育として、小学校等における教育との「共通性」と障害の状態に即した教育の「固有性」を共に重視したものと考えられる。また後者においては、知的障害があることから、人としての教育についてその理念を「共有」するものの、障害に基づく教育の「固有性」を重視したと思われる。

その後教育目標については、昭和45年度の学習指導要領において盲、聾、肢体不自由及び病弱の各学校では、小・中学校の教育目標のほか各障害種別にそれぞれ固有の教育目標が加えられ、知的障害養護学校では既述の一般目標・具体目標に分けて示すことをやめ、小学部又は中学部それぞれについて固有のものが示された。

さらに、養護学校教育の義務制が実施された昭和54年度に改訂された学習指導要領では、その編成の形式が統一されたこともあり、教育目標についても盲・聾・養護学校共通のものとなった。以後、現行の学習指導要領まで一部表現を除いて変

更されていない。

3) 養護・訓練の成立

(1) 養護・訓練の制定以前

障害の状態を改善・克服するあるいはその障害の状態に配慮するという教育は、養護・訓練が教育課程の編成領域の1つとして位置づけられる以前から当然のこととして行われてきた。

そこで以下には、養護・訓練が教育課程の編成領域に位置づけられた昭和45年度以前の学習指導要領、とりわけ直近の学習指導要領をもとに障害の状態の改善等に関する教育についてみてみたい。ただ、この教育に関しては、盲・聾・肢体不自由・病弱の各学校と知的障害養護学校ではその位置づけ・取り扱いにおおきな違いがあることから、まずこの点について述べることにする。

ア 盲・聾・肢体不自由・病弱

盲・聾・肢体不自由・病弱（以下、「身体障害」という）教育における子どもの（単一）障害の状態は、基本的には小学校等の各教科等の内容に即した教育が行われてきた。このことは当時の教育課程編成そのものが、基本的に小学校等のそれとほぼ同じであること、すなわち学校の教育活動全体が、各教科、道徳、特別活動及び学校行事等を通して行われることになっていたことを意味する。

したがって、上記の教育課程編成では障害の状態そのものを計画的・継続的に指導する特別の時間枠を採ることができず、その教育については関連する教科の枠のなかに位置づけざるを得なかったのである。例を挙げれば、聾学校小学部の「律唱」、肢体不自由養護学校の「体育・機能訓練（保健体育・機能訓練）」、病弱養護学校の「養護体育（養護保健体育）」である。

もちろん障害の状態の改善等に関する指導は、上記の教科のほか学校の教育活動全体を通して行われたことは言うまでもない。

ィ 知的障害

知的障害教育では、従来より教育内容・方法に関し独自の考え方をとってきた。すなわち、「戦後、当初の特殊学級においては、学業の遅れがちな、様々な児童生徒を対象としたこともあって、単に学年を下げた各教科等の内容を用意する、いわゆる「水増し教育課程」に依存する傾向が少なからずあった。しかし、次第に、対象を精神薄弱児童生徒に限定するようになり、その児童生徒の特殊性に着目し、精神薄弱教育独自の教育課程や指導法を求めるようになった¹⁾」のである。

この新たな方向を検討する過程では、戦後の教

育に影響を与えたデューイ（Dewey, J. 1859 - 1952）の経験主義教育思想が知的障害教育にもおおきな影響を及ぼしたと言われる。デューイは「子どもは教育の客体ではなく、学習の主体としてとらえ、主体と環境との相互作用を経験と呼び²⁾」、この経験の改造（それは環境を整えることによって達成される）が教育の本質であるとしたのである。

また一方で、ドクロリー（Decroly, O. 1871 - 1932）の教育の考え方にも影響を受けたと思われる。ドクロリーは学業不振児等の研究を通じて、教育は「子どもに生活を理解させ、将来の生活に対して準備させるもの²⁾」でなければならないとし、「生活による生活のための学校」（健常児のための実験学校）においてその教育法を実施したのである。そこでこれらの観点から学習指導要領における教育内容・方法をみると、その考え方に一脈通ずるものがあることが理解できる。

すなわち教育内容については、既述のように身辺生活の確立や処理、集団生活への参加と社会生活についての理解、それに経済生活や職業生活への適応等を図るための経験内容が、知的障害の程度（知能指数50 - 60程度）に即して考えられている。また、その指導方法については、学習能力が遅滞しているほか、「精神の構造が未分化であり、応用・総合等の能力に欠けている」ことから、「具体的な生活の場面において、全部または一部の各教科の内容を統合して与えるのでなければ、生活に役立つ生きた知識・技能として、それを習得していくことが困難である」とし、子どもの興味・関心や必要性に基づく生活活動・経験活動を、子ども自らが直接経験することを通して指導することの必要性を示している。まさに子どもの生活による生活のための教育を標榜したものと言えよう。

このように知的障害教育では、知的障害に起因する固有の困難性を独自の教育内容・方法で対応したのである。

この方向（考え方と実際）は、基本的に現行の学習指導要領においても同じである。

(2) 養護・訓練の制定

障害の状態を改善・克服するなどの教育が「養護・訓練」として教育課程編成の1領域に位置づけられたのは、昭和45年度の学習指導要領である。これに先だって教育課程の改善にかかる教育課程審議会の答申（昭和45年10月）では、改善の基本方針において「児童生徒の障害およびこれに起因する心身の発達上の遅滞や欠陥を補い、障害によ

る不利な条件を克服させるために必要な特別の指導（筆者傍点）について、いっそうの充実を図る」とし、その具体方針で養護・訓練の新設について次のように記している²¹⁾。

「心身に障害を有する児童生徒の教育において、その障害からくる種々の困難を克服して、児童生徒の可能性を最大限に伸ばし、社会によりよく適応していくための資質を養うためには、特別の訓練等の指導がきわめて重要である。これらの訓練等の指導は、ひとりひとりの児童生徒の障害の種類・程度や発達の状態等に応じて、学校の教育活動全体を通じて配慮する（筆者傍点）必要があるが、さらになお、それぞれに必要なとする内容を、個別的、計画的かつ継続的に指導すべきものであるから、各教科、道徳および特別活動とは別に、これを「養護・訓練」とし、時間を特設して指導する（筆者傍点）必要がある。」

この答申を受けて障害の状態の改善等に関する教育が学習指導要領にきちんと位置づけられたが、このことは盲・聾・養護学校の教育課程が小学校等のそれとの共通性を図りながら、障害のある子どもの教育の独自性を明確に位置づけた点で極めて意義のあることと言える。いわばこの学習指導要領において初めて、盲・聾・養護学校の学習指導要領がその編成の仕方も含めて完成したと言えるよう。

すなわち、養護・訓練に関する指導を道徳教育や体育に関する指導と同様に、学校の教育活動全体を通じて行うものと位置づけるとともに、従来、障害の状態そのものの改善等の指導を教科のなかに位置づけていたが、これを養護・訓練として特別の指導領域（時間枠）を設定したことである。ただ、知的障害養護学校においては、この養護・訓練の新設によりかなりの混乱がみられた。それは既述のように知的障害教育では、その障害固有の問題に対して独自の対応、すなわち教科の内容やその指導の形態を工夫することで対応してきたのである。したがって、養護・訓練の指導という特別の時間枠ができて、当時としては、何をどのように指導してよいのか、内容・方法ともに明確なものがなかったと言える。そのため知的障害養護学校では、重複障害学級を除いてほとんど時間の指導枠を設けず、領域・教科を合わせた指導のなかで実施しているというのが実情である。なお、この養護・訓練は、後述するように現行の学習指導要領において名称を「自立活動」に改めるとともに、その教育に対する考え方等も大幅に改善されている。

(3)養護学校教育の義務化

養護学校教育の義務制が実施に移され、わが国の義務教育制度が名実共に完成したのは昭和54年4月1日である。

この義務化の予告政令（昭和48年11月20日政令第339号）は、その7年前に出されたが、この間の養護学校数は2倍以上（昭和48年が316校、同54年が654校、共に5月1日現在）、在学者の総数はほぼ2倍（昭和48年が34,144名、同54年が68,606名、共に5月1日現在）となり、おおくの子どもが教育の機会を得たことが理解できる。

このことはまた、それまで就学を猶予ないしは免除されていた子どもがおおく在学してきたことをも示している。ちなみに、重複障害学級（小学部・中学部）の在籍率をみると、昭和48年5月1日現在が9.0%に対して、同54年5月1日現在では24.9%となっている。しかもこの数字は設置されている重複障害学級に在籍している子どもの比率であり、実際はこれより相当多い数の重複障害者が在学していたものと思われる。

このような状況から昭和54年度の学習指導要領では、小・中学校の改訂の趣旨を踏まえるとともに、主として義務制実施への対応、障害の状態が重度・重複化した子どもへの対応等について改訂がなされた。

すなわち、前者については訪問教育を教育課程へ位置づけるとともに交流教育を総則にも規定したことなどが挙げられる。また、後者については子どもの障害の状態等に即して多様な教育課程が編成できるよう一層の弾力化が図られたことである。

例えば、教育課程編成の一層の弾力化に関しては、各学校において、①小学校等の教科の目標・内容等に準じた教育課程（下学年教科の目標・内容等に準じた教育課程を含む）、②知的障害養護学校の教科の目標・内容等による（あるいは「を主とした」）教育課程、③養護・訓練を主とした教育課程など、多様な教育課程が実施されるようになった。

なお、この特例規定は現行の学習指導要領において更なる弾力化が図られている。

(4)自立活動の意味するもの

現行の学習指導要領（平成10年度）において、養護・訓練の名称を自立活動に改めるとともに、その目標・内容等についても改訂された。

そのなかで最も重要と思えることは、学習者としての子どもの主体性を明確にしたことである。

まずその点を現行と改訂前（平成元年度）の総則及び目標からみてみたい。

改訂前において総則では、「心身の障害に基づく種々の困難を克服させ（筆者傍点）、社会によりよく適応していく資質を養う（筆者傍点）ため」としているのに対して、現行では「障害に基づく種々の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養う（筆者傍点）ため」と改善された。また、目標についても、前者が「児童又は生徒の（筆者傍点）心身の障害の状態を改善し、又は克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い」に対して、後者では「個々の児童又は生徒が（筆者傍点）自立を目指し、障害に基づく種々の困難を改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い」と、学習者としての子どもの主体性を明確に規定したのである。

障害の状態を改善・克服するなどの学習活動は他の学習活動と同様に、学習者自身がその活動の意味を知り、理解することが重要である。もし、学習活動の意味を理解できない者に対しては、教師は何らかの方法でその動機付けを図る工夫が要請されるのである。

このことを教師の側からみれば、子どもが自らの障害の状態等に即した自立の目標を定め、その目標を目指して学習活動を行う過程において、教師はその援助者・支援者としての立場でこの過程にかかわることを意味していると言えよう。

4) 現在の盲・聾・養護学校における「準ずる教育」の意味と現状

既述のように盲・聾・養護学校に在学する子どもの障害の状態は、重度化、重複化、そして多様化していると言われている。このことを平成14年5月1日現在の重複障害学級在籍率で改めてみると、小学部46.8%（盲49.3, 聾19.1, 知38.1, 肢75.7, 病30.0）・中学部38.6%（盲36.0, 聾16.1, 知30.7, 肢72.1, 病32.6）である。とりわけ肢体不自由養護学校では、小・中学部共に70%を超える在籍率である。

このような状況を踏まえ盲・聾・養護学校では、重複障害者等の特例規定を適用して、上記 c)に記したように子どもの障害の状態に対応した教育課程の類型を工夫し、実施しており、肢体不自由養護学校では、小学校等の教科等の目標・内容に準じた教育課程を適用している子どもの割合は、相当程度少ないのではないかと推定される。

学校教育法第71条の「盲学校、聾学校又は養護学校は、……幼稚園、小学校、中学校又は高等学

校に準ずる教育（筆者傍点）を施し、あわせてその欠陥を補うために、……。」の「準ずる」は「基本的に同じ」という意味である。したがって、現行の学習指導要領においても、教育目標には小学校及び中学校の教育目標を掲げるとともに、盲・聾・肢・病の各学校においては各教科の目標・内容等について、それぞれ小学校、中学校のそれに準ずることを規定している。

このような規定に対してかつて、「肢体不自由教育の現状からすると、学習指導要領の「本則」が「特例」で、「特例」が「本則」のようである」と指摘されたこともあったが、事実はまさにその通りであろう。

しかし、事実は事実としておくとして、準ずる教育について別の視点、すなわち一般の子どもと障害のある子どもについて、「子ども」という共通の視点で捉えてみると、そこには「共通性」、人としての共通性があり、このことは理念としても、事実としても極めて重要なものである。すなわち、障害のある子どもは、一般の子どもと「共通性」を共有しながら、一方で障害があることによる「固有性」によって、一般の子どもと異なるかかわりを必要としているのである。

このように考えるとどのように障害の重い子どもであってもその共通性に着目すれば、教育目標や教科の目標・内容が基本的に小学校等と同じであってもいっこうに問題にはならない。重要なことは教師が、小学校等の教育目標や教科の目標・内容等を、子どもの障害の状態等に即してその共通性と固有の差異性の観点からどのように理解し、指導に当たるかにあると言える。いわば「準ずる教育」についての課題は、学習指導要領そのものにあるのではなく、むしろ教師が子どもの「共通性」と「固有性」に基づいて、学習指導要領をどう理解するかにあるといっても過言ではないであろう。

参考・引用文献

- 1)文部省：特殊教育百年史，東洋館出版社，317-763，1978.
- 2)奥田真丈，河野重男編：現代学校教育大辞典（5巻），ぎょうせい，169-177・224・302-303・350-352，1993.
- 3)文部省：小学校学習指導要領，明示図書，1958
- 4)文部省：盲学校小学部・中学部学習指導要領一般編，ライトハウス，1957.

- 5)文部省：ろう学校小学部・中学部学習指導要領一般編，二葉，1957.
- 6)文部省：養護学校小学部・中学部学習指導要領精神薄弱教育編，教育図書，1963.
- 7)文部省：養護学校小学部・中学部学習指導要領精神薄弱教育編解説，教育図書，1966.
- 8)文部省：養護学校小学部学習指導要領肢体不自由教育編，文部省，1963.
- 9)文部省：養護学校中学部学習指導要領肢体不自由教育編，文部省，1964.
- 10)文部省：養護学校小学部，中学部学習指導要領肢体不自由教育編解説，1965.
- 11)文部省：養護学校小学部学習指導要領病弱教育編，文部省，1963.
- 12)文部省：養護学校中学部学習指導要領病弱教育編，文部省，1964.
- 13)文部省：養護学校小学部，中学部学習指導要領病弱教育編解説，文部省，1965.
- 14)教育課程審議会：盲学校・聾学校教育課程の改善について（答申），文部省，1963.
- 15)文部省：盲学校学習指導要領小学部編，第一法規出版，1964.
- 16)文部省：盲学校学習指導要領中学部編，第一法規出版，1965.
- 17)文部省：盲学校学習指導要領小学部編解説，文部省，1964.
- 18)文部省：聾学校学習指導要領小学部編，第一法規出版，1964.
- 19)文部省：聾学校中学部学習指導要領中学部編，第一法規出版，1965.
- 20)文部省：聾学校学習指導要領小学部編解説，文部省，1964.
- 21)教育課程審議会：盲学校，聾学校および養護学校の教育課程の改善について（答申）1970.
- 22)文部省：盲学校学習指導要領小学部・中学部学習指導要領，聾学校小学部・中学部学習指導要領，養護学校（精神薄弱教育）小学部・中学部学習指導要領，養護学校（肢体自由教育）小学部・中学部学資有指導要領，養護学校（病弱教育）小学部・中学部学習指導要領，慶応通信，1971.
- 23)文部省：盲学校，聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領，慶応通信，1979.
- 24)文部省：盲，聾，養護学校学習指導要領解説-養護学校（肢体不自由教育編）-，日本肢体不自由児協会
- 25)文部省：盲学校，聾学校及び小学部・中学部学習指導要領，大蔵省印刷局，1989.
- 26)文部省：盲，聾，養護学校学習指導要領解説-養護学校（肢体不自由教育）編-，海文堂出版，1992.
- 27)教育課程審議会：幼稚園，小学校，中学校，高等学校，盲学校，聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について（答申），文部省，1998.
- 28)文部省：盲学校，聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領，大蔵省印刷局，1999.
- 29)文部省：盲学校，聾学校及び養護学校学習指導要領（平成11年3月）解説-総則編，海文堂出版，2000.
- 30)文部省：盲学校，聾学校及び養護学校学習指導要領（平成11年3月）解説 -自立活動編-，海文堂出版，2000.
- 31)文部省初等中等教育局特殊教育課：特殊教育資料（平成2年度），1991.
- 32)文部省初等中等教育局特別支援教育課：特殊教育資料（平成14年度），2003.

（山下 皓三）